

○横須賀市景観条例施行規則

(景観推進地区の指定)

第1条 横須賀市景観条例（平成16年横須賀市条例第24号。以下「条例」という。）第4条第1項に規定する景観推進地区は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 面積が概ね 0.2ヘクタール以上の街区
- (2) 延長が 200メートル以上の道路を含み、又は接する街区

(景観推進地区指定の要請)

第2条 条例第4条第2項の規定による景観推進地区の指定の要請は、景観推進地区指定要請書（第1号様式）によらなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 景観推進地区の区域を示す図面
- (2) 次項に規定する同意者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）を記載した書類

3 前項の要請は、景観推進地区に居住する者のうち10人以上の同意を得て行うものとする。

(地区景観協議会の認定申請)

第3条 条例第5条の規定による地区景観協議会の認定の申請は、地区景観協議会認定申請書（第2号様式）によらなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 規約
- (2) 活動の区域を示す図面
- (3) 構成員の住所及び氏名（法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）並びに役職を記載した書類

(4) その他市長が必要と認める書類

3 前項第1号の規約には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 名称
- (2) 事務所の所在地
- (3) 目的
- (4) 活動の内容
- (5) 役員に関する事項
- (6) その他市長が必要と認める事項

(地区景観協議会の認定基準)

第4条 市長は、前条第1項の申請書を受けた場合は、当該団体の目的及び活動を十分審査し、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、認定するものとする。

(1) 景観推進地区の指定に向け、調査検討し、及びその他景観推進地区の景観の形成に係る活動を行っていること。

(2) 構成員が10人以上であること。

(3) 当該景観推進地区の住民に周知されていること。

(4) 市民の財産権その他の権利を不当に制限するものでないこと。

2 市長は、前項の規定により認定したときは、地区景観協議会認定通知書(第3号様式)により、地区景観協議会に通知するものとする。

3 市長は、第1項の認定をしないときは、地区景観協議会不認定通知書(第4号様式)により、通知するものとする。

(地区景観協議会の内容変更の届出)

第5条 前条第1項の認定を受けたもの(以下「地区景観協議会」という。)は、地区景観協議会認定申請書又は第3条第2項に規定する添付書類の内容に変更があったときは、地区景観協議会変更届(第5号様式)により、市長に届け出なければならない。

(地区景観協議会の認定の取り消し)

第6条 市長は、地区景観協議会が第4条第1項各号に掲げる要件のいずれかを欠くに至ったと認めるとき又は地区景観協議会から解散の申出があったときは、その認定を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により地区景観協議会の認定を取り消したときは、地区景観協議会認定取消通知書(第6号様式)により通知するものとする。

(景観協議)

第7条 条例第7条第2項に規定する景観協議書は、第7号様式による。

2 条例第7条第2項の規定により景観協議書の提出があった場合には、協議事項・協議方針通知書(第8号様式)及び景観協議回答書(第9号様式)により、必要な協議を行うものとする。

3 条例第7条第5項第2号の規定による申出は、景観協議終了申出書(第10号様式)によらなければならない。

4 条例第7条第6項の協議終了通知書は、第11号様式による。

5 条例第7条第9項に規定する景観協議は、景観変更協議書(第12号様式)

によらなければならない。

(建築行為等に係る届出等)

第8条 景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)第16条第1項若しくは第2項の規定による届出又は同条第5項の規定による通知は、景観計画区域内行為(変更)届出書(通知書)(第13号様式)によるものとする。

2 条例第10条第1項第1号の規則で定める計画概要書及び景観チェックシートは、計画概要書(第14号様式)並びに景観チェックシート(基本指針)及び景観チェックシート(色彩計画)(第15号様式)とする。

3 前項の景観チェックシート(基本指針)には、法第8条第1項に規定する景観計画に定められた基本指針の項目ごとに景観づくりのために周辺環境に配慮した内容について記載するものとする。

4 第1項の通知書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号)第1条第2項第1号から第3号までに規定する図書

(2) 条例第10条第1項第2号及び第3号に規定する図書

(建築行為等に係る届出等)

第8条の2 条例第8条3項に定める建築物の建築等をしようとする者は、あらかじめ、届出対象外行為確認申出書(第15号様式の2)に次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 建築物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を示す図面

(2) 建築物の敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真

2 市長は、前項の申出書の提出を受けたときは、その内容を審査し、その結果を届出対象外行為確認回答書(第15号様式の3)により回答するものとする。

(着手届)

第9条 条例第11条第1項に規定する着手届は、第16号様式による。

(住所等変更届等)

第10条 条例第12条第1項に規定する住所等変更届は、第17号様式による。

2 条例第12条第2項に規定する行為中止届は、第18号様式による。

(行為者の承継)

第11条 条例第13条第1項に規定する承継届は、第19号様式による。

2 前項の承継届には、行為を承継したことを証する書類を添付しなければならない。

(完了届)

第12条 条例第14条第1項に規定する完了届は、第20号様式による。

(適合証)

第13条 条例第14条第2項に規定する適合証は、第21号様式による。

(勧告及び命令の手続き)

第14条 法第16条第3項、法第26条、法第34条又は条例第18条第1項若しくは第2項に規定する勧告は、勧告書(第22号様式)によるものとする。

2 法第17条第1項若しくは第5項、法第23条第1項(第32条第1項で準用する場合を含む。)、法第26条又は法第34条に規定する命令は、命令書(第23号様式)によるものとする。

(行為の着手制限)

第15条 市長は、法第17条第4項又は法第18条第2項の規定に基づき、行為の着手の制限の期間を延長し、又は短縮するときの通知は、着手可能日についての通知書(第24号様式)によるものとする。

(状況報告書)

第16条 法第17条第7項又は法第45条の規定による報告は、状況報告書(第25号様式)によるものとする。

(立入調査等身分証明書)

第17条 法第17条第8項又は法第23条第3項の規定による証明書は、立入調査等身分証明書(第26号様式)によるものとする。

(景観重要建造物等の指定等)

第18条 法第20条第3項又は法第29条第3項の規定による通知は、景観重要建造物(樹木)指定外通知書(第27号様式)によるものとする。

2 法第21条第1項又は法第30条第1項の規定による通知は、景観重要建造物(樹木)指定通知書(第28号様式)によるものとする。

3 法第21条第2項又は法第30条第2項に規定する標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 指定番号

(2) 景観重要建造物又は景観重要樹木の別

4 前項の標識の設置場所は、当該建造物又は当該樹木の所有者と協議の上で決定するものとする。

5 法第27条第3項又は法第35条第3項の規定による通知は、景観重要建造物(樹木)指定解除通知書(第29号様式)によるものとする。

(景観整備機構の指定等)

第19条 法第92条第1項の規定による申請は、景観整備機構指定申請書(第30号様式)によるものとする。

2 法第92条第1項の規定による指定は、条例第15条に規定する景観審議会の意見を聴いた上で行うものとする。

附 則 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

景観条例1 この規則は、平成21年7月1日から施行する。

2 横須賀市景観条例の一部を改正する条例(平成21年横須賀市条例第19号)附則第3項の規定により行う景観協議については、この規則施行の日前においても、改正後の横須賀市景観条例施行規則第7条に規定する様式を使用するものとする。

附 則

1 この規則は、平成27年7月1日から施行する。

2 横須賀市景観条例の一部を改正する条例(平成27年横須賀市条例第32号)附則第3項の規定により行う景観協議については、この規則施行の日前においても、改正後の横須賀市景観条例施行規則第7条に規定する様式を使用するものとする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 2 条第 1 項関係）

景観推進地区指定要請書

年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
住所 要請者 氏名 〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕 電話	
要請理由	
備 考	

第 2 号様式（第 3 条第 1 項関係）

地区景観協議会認定申請書

年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
住所 申請者 氏名 〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕 電話	
協議会の名称	
申請理由	
備考	

第 3 号様式（第 4 条第 2 項関係）

地区景観協議会認定通知書

第 号
年 月 日

様

横須賀市長

印

年 月 日付けで申請のあった地区景観協議会の認定については、横須賀市景観条例第 5 条の規定により次のとおり認定します。

協議会の名称

第 4 号様式（第 4 条第 3 項関係）

地区景観協議会不認定通知書

第 号
年 月 日

様

横須賀市長

印

年 月 日付けで申請のあった地区景観協議会の認定については、次の理由により認定しないこととします。

認定しない理由

第 5 号様式（第 5 条関係）

地区景観協議会変更届

年 月 日		
(あて先) 横須賀市長		
住所 届出者 氏名 電話		
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
備 考		

第 6 号様式（第 6 条第 2 項関係）

地区景観協議会認定取消通知書

第 号 年 月 日	
様	
横須賀市長 印	
協議会の名称	
認定年月日	
認定番号	
取消年月日	
取消理由	
備考	

第7号様式（第7条第1項関係）

景 観 協 議 書

年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
住所 氏名	
行為者	法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名
電話	
行為の場所	
行為の種類	
設計又は 施行方法	
着手予定日	
備 考	

第 8 号様式（第 7 条第 2 項関係）

協議事項・協議方針通知書

第 号
年 月 日

様	
横須賀市長 印	
行為の場所	
景観協議番号	
協議事項	
協議方針	

第9号様式（第7条第2項関係）

景観協議回答書

年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
住所 氏名	
行為者	法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名
電話	
行為の場所	
景観協議番号	
回答内容	
備考	

第10号様式（第7条第3項関係）

景観協議終了申出書

年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
住所 氏名	
行為者	法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名
電話	
行為の場所	
景観協議番号	
申出理由	
備考	

第11号様式（第7条第4項関係）

協議終了通知書

第 号 年 月 日	
様	
横須賀市長	
印	
行為の場所	
景観協議番号	
協議結果 の内容	
備考	

第12号様式（第7条第5項関係）

景観変更協議書

年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
住所 氏名	
行為者	法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名
電話	
行為の場所	
景観協議番号	
変更協議の内容	
備考	

第13号様式（第8条第1項関係）

景観計画区域内行為（変更）届出書（通知書）

年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
届出者 住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 電話	
行為の場所	
行為の種類	
景観協議番号	
設計又は 施行方法	
着手予定日	完了予定日
備 考	

第14号様式（第8条第2項関係）

計 画 概 要 書

設 計 者	所在地						
	事業所の名称						
	代表者氏名						
	電話番号						
行為の場所							
行為に係る指針及び基準							
区域の面積		m ²		切土又は盛土面積		m ²	
土量	搬出・搬入	m ³	切土		m ³	盛土	m ³
敷地の概要	用途地域	地域		高度地区		地区	
	地区計画	地区		建築協定		有・無	
	その他の地域計画			防火・準防火指定		有・無	
	指定建蔽率	%		指定容積率		%	
建築物・工作物等の概要		計画部分	既存部分	合計	建蔽率	%	
	敷地面積	—	—	m ²	容積率	%	
	建築面積			m ²	住戸数	戸	
	延べ面積 (車庫等)	m ² ()	m ² ()	m ² ()	駐車台数	台	
	高さ			—	階数	地上階	
	用途			—		地下階	
	構造			—			
地域特性	用途の現状						
	自然環境						

第 15 号様式（第 8 条第 2 項関係）

景観チェックシート（色彩計画）

行為の場所	
-------	--

建築物等の外観の素材及びマンセル値による色彩計画を記入してください。
ただし、色彩基準を超えるアクセント色を使用する場合は、アクセント部分等の面積も併せて表示してください。

対 象 事 項		仕 上 材		色 彩 計 画		
建 築 物 等 の 外 観 の 色 彩	屋 根 材			色 相	明 度	彩 度
	外 壁 材			色 相	明 度	彩 度
	()			色 相	明 度	彩 度
	ア ク セ ン ト 色			色 相	明 度	彩 度
ア ク セ ン ト 部 分 等 の 面 積		ア ク セ ン ト 部 分 の 面 積	見 付 面 積	見 付 面 積 ÷ 20		
	東 立 面	m ²	m ²	m ²		
	南 立 面	m ²	m ²	m ²		
	西 立 面	m ²	m ²	m ²		
	北 立 面	m ²	m ²	m ²		
	屋 根 面	m ²	m ²	m ²		

上記に表れない場所（軒天等）にアクセント色を使用する場合は以下に表示してください。

場 所	仕 上 材	色 彩 計 画		
()		色 相	明 度	彩 度

第15号様式の2（第8条の2第1項関係）

届出対象外行為確認申出書

年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
住所	
氏名	
行為者	法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名
電話	
行為の場所	
行為の種類	
敷地の面積	
延べ面積	(敷地内合計) (建物単体)
建物の高さ	
着手予定日	
備考	

第15号様式の3（第8条の2第2項関係）

届出対象外行為確認回答書

第 号 年 月 日	
様	
横須賀市長 印	
行為の場所	
行為の種類	
確認番号	
確認の結果	
備考	

第16号様式（第9条関係）

着 手 届

年 月 日	
（あて先）横須賀市長	
行為者	住所 氏名 （法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名） 電話
行為の場所	
景観協議番号	
景観計画区域内行為変更届出等履歴	
行為施行者	住所
	氏名
着手予定日	
完了予定日	
（事務処理欄）	

第17号様式（第10条第1項関係）

住 所 等 変 更 届

年 月 日			
（あて先）横須賀市長			
住所 氏名 行為者 { 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 電話			
行為の場所			
行為の種類			
景観協議番号			
変更前	住所		
	氏名	電話	
変更後	住所		
	氏名	電話	
変更の理由			
（事務処理欄）			

第18号様式（第10条第2項関係）

行 為 中 止 届

年 月 日		
(あて先) 横須賀市長		
住所 氏名		
行為者	法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名	
電話		
行 為 の 場 所		
行 為 の 種 類		
景 観 協 議 番 号		
設 計 者 又 は 施 行 者	住 所	
	氏 名	
中 止 の 理 由		
(事務処理欄)		

第19号様式（第11条第1項関係）

承 継 届

年 月 日		
(あて先) 横須賀市長		
住所 氏名		
行為者	法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名	
電話		
行為の場所		
行為の種類		
景観協議番号		
前行為者	住所	
	氏名	
承継の理由		
(事務処理欄)		

第20号様式（第12条関係）

完 了 届

年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
住所 氏名	
行為者	法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名
電話	
行為の場所	
行為の種類	
景観協議番号	
行為完了年月日	
備 考	
(事務処理欄)	

第21号様式（第13条関係）

第 号
年 月 日

適 合 証

様

横須賀市長

印

年 月 日付けで届出のあった行為については、横須賀市景観
条例第14条第2項の規定により景観計画に適合していることを証します。

行為の場所

行為の種類

景観協議番号

景観計画区域内行為届出日

完了届提出日

検査日

備考

第22号様式（第14条第1項関係）

勸 告 書

第 号 年 月 日			
様 横須賀市長			
印			
第 条第 項の規定に基づき、 年 月 日ま でに次の措置を講ずるよう勸告します。			
行為の場所			
行為の種類			
景観協議番号			
行為者	住所		
	氏名	電話	
施工業者	住所		
	氏名	電話	
勸告事項			
備考			

第23号様式（第14条第2項関係）

命 令 書

第 号 年 月 日			
様 横須賀市長 印			
第 条第 項の規定に基づき、 年 月 日ま でに次の措置を執るよう命じます。 なお、期限までにこの命令に従わないときは、懲役又は罰金に処され ることがあります。			
行為の場所			
行為の種類			
景観協議番号			
行為者	住所		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; padding: 5px;">氏名</td> <td style="width: 20%; padding: 5px;">電話</td> <td style="width: 20%; padding: 5px;"></td> </tr> </table>	氏名	電話
氏名	電話		
施工業者	住所		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; padding: 5px;">氏名</td> <td style="width: 20%; padding: 5px;">電話</td> <td style="width: 20%; padding: 5px;"></td> </tr> </table>	氏名	電話
氏名	電話		
命令事項			
備考			

第24号様式（第15条関係）

着手可能日についての通知書

第 号 年 月 日	
様	
横須賀市長 印	
着手可能日	
行為の場所	
行為の種類	
景観協議番号	
理由	
備考	

第25号様式（第16条関係）

状 況 報 告 書

年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
住所 氏名	
行為者	法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名
電話	
行為の場所	
行為の種類	
景観協議番号	
報告事項	報 告 の 内 容
(事務処理欄)	

第26号様式（第17条関係）

		第	号
立入調査等身分証明書			
写 真			
	所属		
	職名		
			氏名
			年 月 日生
景観法第17条第6項の規定による原状回復等 上記の者は、景観法第17条第7項の規定による立入調査等を行うこと 景観法第23条第3項の規定による原状回復等 ができる者であることを証する。			
年 月 日交付			
			横須賀市長
			印
有効期限	年 月 日		

備考 写真は、縦 2.8センチメートル、横 2.3センチメートルとする。

(48×80)

第 号
年 月 日

景観重要建造物（樹木）指定外通知書

様

横須賀市長

印

年 月 日付けで景観重要建造物（樹木）への指定提案があった下記の件については、次の理由により指定しないこととします。

記

建造物の名称（樹木の樹種）

所在地

指定しない理由

第 号
年 月 日

景観重要建造物（樹木）指定通知書

様

横須賀市長

印

景観法第 条第 項の規定により、景観重要建造物（樹木）に指定したことを通知します。

指定番号

指定年月日

建造物の名称（樹木の樹種）

所在地

住所

所有者
氏名

指定理由（指定の理由となった外観及び樹容の特徴）

上記建造物と一体となって良好な景観を
形成している土地その他の物件の範囲

第 号
年 月 日

景観重要建造物（樹木）指定解除通知書

様

横須賀市長

印

景観法第 条第 項の規定により、景観重要建造物（樹木）の指定を解除したことを通知します。

指定番号

指定年月日

建造物の名称（樹木の樹種）

所在地

住所

所有者
氏名

解除理由

上記建造物と一体となって良好な景観を
形成している土地その他の物件の範囲

第30号様式（第19条第1項関係）

景観整備機構指定申請書

年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
所在地 申請者 名称 代表者氏名 電 話	
法人の種別	
行おうとする 業務の種類	
備 考	